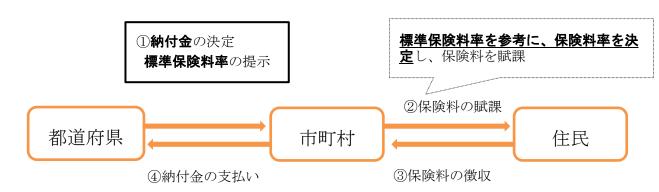
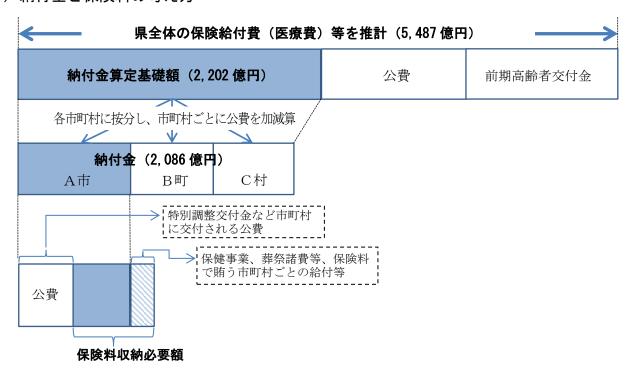
国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について

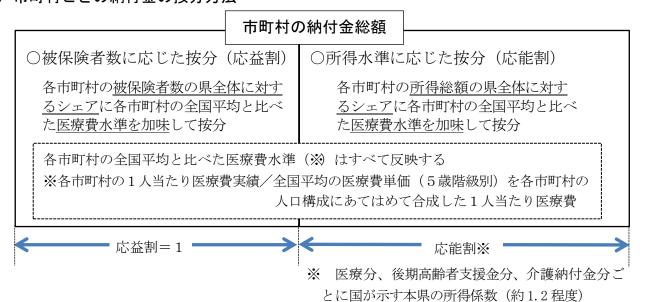
1 納付金等の概要



- 2 市町村ごとの納付金額の算出の考え方
- (1) 納付金と保険料の考え方



(2) 市町村ごとの納付金の按分方法



3 本算定結果

│資料1−1

(1) 本算定の主な前提条件

- 平成 29 年 5 月までの診療費をもとに平成 30 年度の診療報酬改定 (△1.19%) 等も踏まえて推計した平成 30 年度の医療給付費 4,289 億円を算定に使用。
- 後期高齢者支援金は884億円、介護納付金は314億円と推計し、保険給付費等総額では5,487 億円と推計。
- 平成 30 年度から拡充される国の財政支援約 1,700 億円のうち、特別調整交付金(市町村分) を除く約 1,600 億円(愛知県分約 125 億円)を全て反映。

(2) 激変緩和措置の主な内容

新制度導入に伴う被保険者の**保険料負担の急増を回避するため、激変緩和措置を以下の内容**で行う。

- 激変緩和措置については、市町村ごとの納付金総額を被保険者数で除した1人あたり納付金額をベースに実施。
- 1人あたり納付金額を平成 28 年度と比較し、増加率の上限となる一定割合を設定の上、市町村ごとの増加率が一定割合以下となるよう算定。
- 一定割合については、保険料区分ごとの自然増とし、合算した額の一定割合については、保険料区分ごとの一定割合(自然増)と平成30年度の1人当たり納付金額とを加重平均して算出する。これによる合算額の自然増は単年で101.95%(2か年で103.94%)となる。
- <u>激変緩和財源としては、平成30年度から拡充される公費のうち</u>、激変緩和のための暫定措置分(16.5億円)及び特別調整交付金(5.5億円)として<u>愛知県に示された約22.0億円をまず活</u>用(市町村ごとの激変緩和対象額により按分)
- 残る激変分については、県1号繰入金(医療給付費等の7.64%相当額)の一部を活用。

(3) 算定結果(県全体:一般被保険者分)

	激変緩和措置前	激変緩和措置後		
県平均1人あたり納付金額	132, 954 円	131, 551 円		
対 28 年度伸び率	102. 19%	101. 11%		
激変緩和対象市町村数	_	31 市町村		

【平成 28 年度の県平均 1 人あたり納付金額 130,103 円】

(4) 算定結果(瀬戸市:一般被保険者分)

○ 瀬戸市の納付金額: 3,276,126千円

一人当たり納付金額:126.594円

○ 瀬戸市の標準保険料率

	医療分			後期支援分			介護分		
区分	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
H30	6. 40	25, 281	24, 684	2. 20	7, 923	7, 736	2. 23	10, 272	6, 903

【参考・瀬戸市保険料率の推移】

H29	6. 20	22, 900	23, 600	1. 97	7, 355	7, 584	1. 70	8, 170	5, 940
H28	6. 90	24, 900	26, 100	2. 29	8, 302	8, 701	1.62	7,800	5, 740
H27	6. 90	24, 900	26, 600	2. 43	8,656	9, 260	2. 37	10, 960	8,060